

八ッ場ダム住民訴訟通信-147

2019年7月27日発行

水道民営化とは何か。その前に知っておきたいこと・・・。

民営化という暴力。

郵便振込料金が50%から80%値上げ。

このところ本通信は、水道民営化へ警鐘を打ち続けてきました。ところが、民営化の老舗の「ゆうちょ銀行」が“小賢しい市民め”とばかりに、一切の通告もなく「郵便振込料金」を暴力的に値上げしてきました。“暴力的”とあえて言いますのは、無通告に加えて、その値上げ幅にあります。下段をご覧ください。

振込方法	旧料金	新料金	値上げ率
郵便局の窓口から	130円	→ 200円	150.04%
郵便局の機械から	80円	→ 150円	187.5%

普通に考えて10%の値上げでも大ごとです。それが1.5倍からほぼ2倍もの値上げを無通告で行う感覚は独占企業ならではの暴挙としか言えません。

しかし、暴挙はまだ序の口でした。編者は郵便局へ値上げの理由を聞きに行きました。

振替受払通知票等のお取り扱いについて (2020年4月1日から)

ご利用の振替口座に払込みや払出しがあった場合に、ご送金の内容や残高等を、振替受払通知票等の郵送により提供しておりますが、**2020年4月1日**お取り扱い分から、振替受払通知票等を郵送する場合、**1通につき108円の料金**^{※1}をいただきます。なお、振替受払通知票Web照会サービス^{※2}をお申し込みいただくことで、Web上で振替受払通知票等を無料でご確認いただけます。お申し込みはお近くの郵便局の貯金窓口（簡易郵便局は除く）またはゆうちょ銀行へお問い合わせください。

※1 料金には消費税（地方消費税を含みます）が含まれます。（2018年7月現在）

また、以下の口座をお持ちのお客さまおよびお取り扱いについては、2020年4月1日以降も、引き続き、無料で振替受払通知票等を郵送いたします。

①振替MTサービス、振替データ通知サービス、ゆうちょPay-easyサービス、連動振替決済サービス、受入明細通知サービス等のご利用口座

②振替受払通知票等で送付する各種明細書が年間1万枚以上になる口座

③国、地方公共団体、各種学校、社会福祉事業を営む団体の口座

④点字サービスの利用や成年後見人の設定のある口座

⑤ゆうちょ銀行の都合による補正等のお取り扱い

※2 ゆうちょダイレクトまたはゆうちょBizダイレクトでご利用いただけます。

その時見せられたのは、上の通告チラシです。※一部拡大

私たち茨城の会は、会員のみなさまから振り込まれる年会費やカンパに支えられています。その浄財は上記の振込料金を差し引かれて事務局に入金します。これまでは、その「振込通知」は無償で送られてきました。ところが、2020年4月1日からは、一通につき105円とるといなのです。0円から105円です。もちろん、インターネットで閲覧する仕組みも設けられますが、これとても一切通告がなく、郵便局へ出向いて初めて知らされたものです。もし、編者が郵便局に出向かなかつたとしたら、いきなり105円×通知数が請求されたことでしょう。ちなみに当会への振込通知書は年に約100通、茨城の会のこれまでと

今後の負担は以下のように想定されます。

	振込料金	振込通知手数料	合計
これまで	10500 円	0 円	10500 円
値上げ後	17500 円	10500 円	38000 円
値上げ率	167%	∞	362%

※振込料金は窓口振込みと機械振込みを半々として値上げ前 105 円、値上げ後 175 円で計算。

※茨城の会の会計年度は 10/1 から 9/30 ですから本年度の数字ではありません。

※実際にはインターネット上で振込を確認しますから値上後の負担は 7500 円のアップになります。

ご覧のように、最悪の場合 3.6 倍もの値上げになっていたのです。いかに民営化したとはいえ、ゆうちょ銀行は公共のインフラです。しかし、彼らは「民営化した以上、貪欲に利潤を求める権利がある」とばかりに豹変したのです。

これ等はすべて競合相手のない[公営事業]→民営化→[独占企業の誕生]による暴挙以外何ものでもありません。

市民運動、学会活動など社会を支える非営利活動が窒息する。

金銭を求めたら成り立たない「善意と共同の市民社会」が窒息する。

この社会には、私たちの「ハッ場ダムをストップさせる茨城の会」のように、多くの市民運動の団体があります。編者の経験では、その多くが「年会費一口 1000 円」で行っています。社会参加の意義と負担とのバランスがそこにあるからでしょう。その 1000 円から 200 円が差し引かれたらどうでしょう。運営が厳しくなるのは必定です。自ずと活動が鈍くなるのは目に見えています。また、学問の分野でも学会がつくられ、学者・研究者の研鑽の場となり、その会費も郵便振込が利用され社会の礎を支えています。趣味や文化、スポーツなどの集まりも、その存続が脅かされることは想像に難くありません。

人はパンのみに生きるにあらず。社会もまた、利益や儲けのみに動くにあらず。

アメリカが求める「この国のかたち」

国民＝利用者の便宜より、投資家の利益を優先する＝新自由主義

改めて郵便事業と振込料金の流れを見えます。

年度	窓口振り込み	機械振込	政治と郵政事業の動き
2004.10	70 円	60 円	茨城の会スタート。(民営化以前)
2006.4	100 円	80 円	2005.9 郵政選挙。同年 11 月民営化法案可決
2007.4	120 円	80 円	2007.10 ゆうちょ銀行など 3 事業に分割
2014.4	130 円	80 円	安倍政権 (民主党政権時代は値上げなし)
2019.4	200 円	150 円	日本郵便株の追加売り決定。民営化完了へ

ご覧のように、小泉政権～安倍政権へと続く新自由主義の流れと振込料金の動きが驚くほど同調します。ここには「すべての国民が等しく公共のサービスを受けられる」という精神は微塵もありません。そして米国の圧力に屈するに日本政府の悲しい姿が浮かびます。

郵政民営化は、「日米規制改革および競争政策イニシアティブに基づく日本国政府への米国政府要望書」いわゆる「年次要望書」によってなされました。要望書は、米国の保険



業界の意向に沿う形で「簡保を郵便事業から切り離して、日本郵便公社を完全民営化せよ」というものでした。そして、あの小泉内閣の郵政選挙になり、今日の振込手数料の値上げになり、今を騒がす「かんぽ生命」の不正勧誘事件に至ります。水道法改正による「水道の民営化」も、また同じ手続きの中で進められています。誰のためか。私たち日本国民のためでないことだけは確かです。左は、日米通商交渉の窓口「アメリカ通商代表部」の紋章

茨城県「当面、水道民営化の動きなし」

7月8日、私たち茨城県の水問題を考える市民連絡会は、茨城共同運動の一員として「水道法改正にともなう県および市町村など事業者の対応と方針について」県当局と話し合いの場をもちました(要望書は通信-145を参照)。県当局は保健福祉部・生活衛生課が出席。話し合いの概要は以下のようになります。

要望書-1：水道事業は「計画的に整備」されてきた筈だが、何故「水道事業経営の基盤強化」を必要とするようになったのか。

県当局：高度成長期に整備された水道施設の老朽化や耐震化の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱であること、団塊世代の退職等による水道に携わる職員数の大幅な減少が課題となっています。

私たちの、計画とは茨城県の場合「水のマスタープラン」を指すのではないか。ならばマスタープランの人口及び水需要予測が過大だったのではないか。そもそも人口減少は30年～50年前から予測されたものではないか。との再問いに、まともな回答もなく、ただ国の意向に従う茨城県という自治体の実態を見せつけられました。

要望書-4：…県は民営化に…について市町村事業者の意向を調査していると思うが…。

県当局：市町村など水道事業者に対して、平成31年2月に「コンセッション方式導入」の調査をしたところ「検討意向がある」と回答した事業者はいませんでした。

広域連携についてはどうか。の問いに対しては、「薬品の共同購入などの意向はありますが、合併・統合などの意向は現時点ではありません」と回答。民営化はともかく広域連携は今後とも旗振りを続けてゆく。との意向を示しました。

既報のように、国はPFI法を改正して運営権の譲渡収益をもって地方債の繰り上げ償還、未払い利息の棚上げなど強く民営化を促しています。油断できません。目を離せません。

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表：濱田篤信 船津寛
事務局：神原禮二 〒302-0023 取手市白山 1-8-5 携帯：090-4527-7768